



## 佐久保健所管内の社会福祉施設でノロウイルスによる食中毒が発生しました

本日、佐久保健所は、佐久市内の社会福祉施設を食中毒の原因施設と断定し、当該施設の給食業務委託事業者に対し令和6年4月10日から令和6年4月12日まで、3日間の営業停止を命じました。

患者は、4月2日から3日に当該施設で調理、提供された食事を喫食した4グループ67名中の4グループ21名でした。環境保全研究所が行った検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

### 【事件の探知】

令和6年4月5日の午前9時頃、当該施設職員から「委託事業者が調理した給食を食べた入所者らが4月4日夕方から嘔吐を呈している。」旨の通報が佐久保健所にありました。

### 【佐久保健所による調査結果概要】

- 患者は、4月2日から3日に当該施設で調理、提供された食事を喫食した4グループ67名中の4グループ21名で、4月4日正午頃から下痢、嘔吐などの症状を呈していました。
- 患者は、当該施設で調理、提供された食事を共通して喫食していました。
- 環境保全研究所が行った検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。
- 患者の症状は、ノロウイルスによる食中毒の症状と一致していました。
- 患者を診察した医師から食中毒の届出がありました。
- 以上のことから、佐久保健所は当該施設で調理、提供された食事を原因とする食中毒と断定しました。

担当保健所	佐久保健所	
患者関係	発症日時	4月4日 正午頃から
	患者症状	下痢、嘔吐など
	患者所在地	佐久市、小諸市など
	患者数及び喫食者数	患者数/喫食者数：21名/67名 (患者内訳) 男性：4名(年齢：60歳代～80歳代以上) 女性：17名(年齢：40歳代～80歳代以上)
	入院患者数	0名
	医療機関受診者数	10名(受診医療機関数：1か所)
原因食品	4月2日から3日に当該施設で調理、提供された食事	
病因物質	ノロウイルス	
原因施設	施設所在地	佐久市
	営業許可業種	飲食店営業

措 置	食品衛生法に基づく営業の停止 令和6年4月10日から令和6年4月12日まで3日間 (この施設は4月6日から食事の提供を自粛しています。)	
検査結果	ノロウイルス	患者 便：14検体中12検体から検出 調理従事者便：4検体中1検体から検出

[参 考]

患者が喫食した 主なメニュー	いわしのかつお煮、もやしのゆかり和え、つぼ漬け、肉じゃが、茄子の南蛮漬け、アスパラの梅マヨ和え、豆腐ステーキのきのこあん、和風サラダ、竹輪の卵とじ、小松菜のポン酢和え、白菜漬け、ピーナツサンド、ブロッコリーとハムのサラダ、コーヒージェリー、豚肉のにら玉炒め、かぶとあさりの煮物、ご飯、味噌汁 等
-------------------	---

[参 考] 長野県内（長野市・松本市含む）における食中毒発生状況（本件含む）

令和6年度 (うち 長野市・松本市)	1件 (0件)	21名 (0名)
令和5年度 (うち 長野市・松本市)	10件 (3件)	205名 (30名)

## ～～ ノロウイルスによる食中毒とは ～～

### [特 徴]

ノロウイルスによる食中毒は、主に①ノロウイルスに感染したヒトを介してウイルスに汚染された食品や、②ノロウイルスが蓄積した二枚貝を「生」や「加熱不足」で食べることによって起こります。

また、このウイルスの感染力は非常に強く、食品を介さなくてもヒトからヒトへ容易に感染します。

### [症 状]

1～2日の潜伏期間を経た後、下痢、嘔吐、吐き気、発熱などを起こします。かぜとよく似た症状がみられる場合もあります。通常は発症してから1～2日で症状は治まりますが、小さなお子さんやお年寄りには脱水症状を起こす可能性がありますので、おかしいなと思ったら早めに医療機関を受診してください。

### [予防方法]

外から帰った時、トイレの後、調理の前、食事の前には、**石けんで手を十分に洗いましょう。**

トイレに入る際は、衣服を汚さないように上着を脱ぐか、袖口をまくりましょう。

加熱して調理する**料理は、中心部まで十分に加熱しましょう。**

まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、**熱湯や塩素系漂白剤で殺菌して使いましょう。**

下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの症状がある時は、調理に従事しないようにしましょう。

患者の嘔吐物などを処理する時は、マスクを着用し、使い捨ての手袋を使って片付けた後、塩素剤で消毒を行い、汚染が広がらないよう十分に注意しましょう。

発症者の便には多量のウイルスが含まれますが、症状が治まった後もしばらくの間はウイルスが排出されますので注意しましょう。

### (問合せ先)

佐久保健所 食品・生活衛生課 食品衛生係  
(担当)高井、橋詰、筒井  
電話:0267-63-3297(直通)  
0267-63-3111(代表)(内線510)  
FAX:0267-63-3221  
E-mail sakuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

### (問合せ先)

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係  
(担当)福井、松本、塚田  
電話:026-235-7155(直通)  
026-232-0111(代表)(内線2661)  
FAX:026-232-7288  
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp